

清 監 第 43 号

令和 5 年 10 月 26 日

清水町長 関 義弘 様

清水町議会議長 佐野 俊光 様

清水町スポーツ協会 会長 立川 勝彦 様

清水町監査委員 鈴木 清文

同 松浦 俊介

財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等の監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

対象団体 特定非営利活動法人 清水町スポーツ協会
対象補助金 特定非営利活動法人清水町スポーツ協会 事業費補助金
所管課 健幸づくり課

2 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年8月31日までの補助金に係る出納及び関連する事務

3 監査の実施日

令和5年10月17日

4 監査の実施場所

監査委員室（清水町堂庭 210 番地の1）
清水町体育館（清水町堂庭 287 番地の1）

5 監査の方法

町が交付した当該補助金に係る出納、その他の事務の執行状況など、関連資料の提出を求め、出納関係帳票、その他関係書類との照合等を行ったほか、施設に出向いて関係者から説明を聴取し、補助金の交付目的が十分に達成されているか、交付申請の手続及び会計経理が適正かつ適切に行われているかに主眼を置き実施した。

6 補助金の概要

(1) 補助金名及び補助金額

特定非営利活動法人清水町スポーツ協会 事業費補助金
令和5年度当初予算額 1,350,000円

(2) 補助の目的

町民の間に広く体育・スポーツの普及、振興を図り、町民の健康づくり、体力づくりを推進し、及び健康で豊かな町民生活に寄与するための事業を実施する当該団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものである。

(3) 補助の根拠

特定非営利活動法人清水町スポーツ協会事業費補助金交付要綱

(4) 補助金の交付実績

令和2年度交付額	1,500,000円
令和3年度交付額	1,350,000円
令和4年度交付額	1,350,000円

第2 監査の結果

1 指摘事項

町からの補助金に係る出納、その他関連事務の執行については、補助金の交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿などを確認した結果、特段の指摘事項は該当なく、事業の目的達成に向け、適切に処理されているものと認められた。

なお、所管課及び監査対象団体の事務等において、改善に向けた検討が必要な指摘等については次のとおりである。

当該補助金の申請が例年11月頃、第3四半期に入ってからという事実は望ましい状況にないため、今後、年度初めに開催される総会後の早い時期に申請を行うようあらためられたい。

併せて、次年度繰越金の考え方、適切な取扱いについては、所管課との共通認識のもと、適切な対処が望まれる。

2 監査意見

特定非営利活動法人清水町スポーツ協会は、これまで清水町におけるスポーツの振興、発展に大きく寄与されてきており、近年では様々な分野において、全国レベルで活躍する町民が誕生するなど、町民のスポーツに対する関心は高まりをみせている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響も徐々に和らぎ、イベント等が復活、賑わいを取り戻しつつある中、歴史ある町民体育大会は参加者の減少に苦慮している状況にあり、従来どおりの開催はもはや困難な状況にあると認識している。

スポーツ分野においても、わが国にとって大きな社会問題のひとつである少子高齢化の影響は避けられず、社会体育はもちろん学校教育の側面からも由々しき問題であり、当該協会の立場、各競技団体の役割は益々重要となっていくものと考えられる。

今後も行政当局との連携のもと、町民の年代を問わず、活力あるスポーツ活動が円滑かつ継続的に進められていくことが求められており、当該協会におかれては、これまで以上に積極的な関わりを期待する。